



消費生活 サポーター通信

平成30年度第4号

今月のテーマ

- ・美容医療は慎重に
- ・災害に便乗した悪質商法に注意！

美容医療は慎重に

事例

しみ取りの美容医療でヤケドをした。5回の施術コースで約20万円支払済み。まだ残り3回分あるが、今後が不安なので解約し返金して欲しい。

(60代 女性)



アドバイス

一定の美容医療サービス*のうち、提供期間が**1ヶ月を超え**、かつ**契約金額が5万円を超える**ものは、**クーリング・オフ**が可能になりました。

*脱毛、にきび・しみ等の除去又は皮膚の活性化、しわ又はたるみの症状の軽減、脂肪の減少、歯のホワイトニング

美容医療は**施術の効果やリスク等の情報収集をして、必要かどうかよく考えて契約しましょう**。強引に契約を迫られた場合など、美容医療サービスのトラブルで困ったときは、お近くの消費生活センターに早めにご相談ください。

災害に便乗した悪質商法に注意！

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した点検商法などの悪質商法が多数発生する傾向にあります。

- ・悪質商法は**災害発生地域だけが狙われるとは限りません**。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。
- ・不審な訪問や電話を受けた場合は、はっきりと断り、お近くの消費生活センターへご相談ください。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **☎188** (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター **☎017-722-3343** (土日祝も相談受付中！)

いやや



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
デルミちゃん
(Tel. Me)